



平成26年5月15日

各 位

会社名 株式会社 山形銀行
代表者名 取締役頭取 長谷川 吉茂
(コード番号 8344 東証第一部)
問合せ先 取締役総合企画部長 丹野 晴彦
(TEL 023-623-1221)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成26年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月24日開催予定の第202期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

コーポレートガバナンスを強化するとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、専務取締役の複数の選定を可能とすることを目的とし、現行定款第22条（代表取締役および役付取締役）について所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当銀行を代表する取締役として、取締役会の決議により取締役頭取1名を選定する。 取締役会の決議をもって、<u>取締役会長、専務取締役各1名および常務取締役若干名を置くことができる。</u> 取締役会の決議をもって、取締役会長および専務取締役は当銀行を代表することができる。</p>	<p>第4章 取締役 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当銀行を代表する取締役として、取締役会の決議により取締役頭取1名を選定する。 取締役会の決議をもって、<u>取締役会長1名および専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</u> 取締役会の決議をもって、取締役会長および専務取締役は当銀行を代表することができる。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成26年6月24日
定款変更の効力発生日 平成26年6月24日

以 上